

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年1月31日

徳島市監査委員 尾田正則  
同 藤原 晃  
同 須見 矩明  
同 井上 武

### 定期監査結果報告書

#### 第1 監査の対象

##### 1 対象部課等

子ども未来部 子ども政策課、子ども健康課、こども家庭センター、子育て支援課、子ども保育課、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園（※）  
※保育料に関することのみ

##### 2 対象期間等

令和6年4月1日から令和6年10月31日までに執行した財務に関する事務

#### 第2 監査の実施期間

令和6年11月18日から令和7年1月27日まで

#### 第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

#### 第4 監査の結果

子ども未来部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

## 改善・検討を要する事項（指摘事項）

指摘事項件数一覧表

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理	手当・その他	指定管理	合計
子ども政策課		2	1				3
子ども健康課							
子育て支援課	1	2					3
子ども保育課 (保育所等含む)	2	1	1	2			6
合 計	3	5	2	2			12

### ○子ども政策課

#### 支出事務

#### 1 決裁権者が誤っているものがあった。

・ 国家賠償・損害賠償請求控訴事件に係る報酬等の支払い（報償費）

報償費について、事務決裁規程別表第1の3の(1)歳出予算の執行に基づき、1件100万円を超える支出の決裁権者は「副市長」とすべきところ、「課長」決裁となっていた。また、決裁権者の誤りにより、予算の編成及び執行に関する規則第20条第4項に規定する会計管理者への協議もできていなかった。

事務決裁規程及び予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

#### 2 決裁書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。

・ 令和6年9月分子ども・子育て支援教育・保育給付費の支弁について（課長決裁）

事務決裁規程第3条の2に基づき、専決は、所定の用紙の押印欄に自己の氏の印章を押して行うべきところ、決裁書に課長の押印がなかった。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

#### 契約事務

#### 3 決裁書に支払方法を概算払・前金払とする旨、その理由及び根拠法令の記載がなかった。

・ 子育て応援イベント開催費補助金（前金払）

・ 子ども・子育て支援教育・保育委託費（概算払）

概算払、前金払は支出の特例であるため、決裁書に「概算払」「前金払」とする旨及びなぜ「概算払・前金払とする必要があるのかその理由」について明確にする必要がある。

## ○子育て支援課

### 収入事務

#### 1 行政財産の目的外使用料において、納入期限の設定が誤っているものがあった。

- ・渭北こども広場内の電気通信設備（支線）設置に係る使用料

使用期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項ただし書により、行政財産の使用の期間が複数年度にわたるときは、当該行政財産の使用に係る年度内において、使用の開始後1月以内に使用料を徴収すると定められているが、令和6年度の使用料について、令和6年9月30日を納入の期限とし、相手方へ通知していた。

行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に従い、当年度の使用開始日である令和6年4月1日から1月以内を納入の期限とすべきである。

### 支出事務

#### 2 施設修繕の契約締結に当たり、請書を徴していないものがあった。

- ・不動児童館空調機修繕

契約金額：総額 126,000 円

徳島市契約規則第27条では、契約書を省略する場合、契約の履行に必要な要件を記載した請書を徴することとしており、契約金額が10万円以下である場合は、見積書をもって請書等に代えることができるとなっている。この修繕契約は契約金額が10万円を超えており、請書を徴すべき契約であったが、請書を徴していなかった。

徳島市契約規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

#### 3 決裁書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。

- ・ひとり親家庭等医療費（被用者保険分）の医療扶助費・審査支払事務費の支払いについて（令和6年10月請求分）（課長決裁）

事務決裁規程第3条の2に基づき、専決は、所定の用紙の押印欄に自己の氏の印章を押して行うべきところ、決裁書に課長の押印がなかった。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

## ○子ども保育課（保育所等含む）

### 収入事務

#### 1 行政財産の目的外使用料について、調定ができていないものがあった。

- ・徳島市立富田認定こども園（仮）用地における電気通信設備設置使用料

使用期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

歳入の調定は、事後調定にあたるものを除き、納入通知及び収納に先立って行われるべきところ、調定が行われていなかった。

関係法令に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

#### 2 調定額通知書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。

- ・公立保育所等副食費（4月分、9月分）（課長決裁）

事務決裁規程第3条の2に基づき、専決は、所定の用紙の押印欄に自己の氏の印章を押して行うべきところ、決裁書に課長の押印がなかった。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

## 支出事務

### 3 決裁書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。

- ・保育所等用品の購入について（課長決裁）

事務決裁規程第3条の2に基づき、専決は、所定の用紙の押印欄に自己の氏の印章を押して行うべきところ、決裁書に課長の押印がなかった。

- ・市立保育所等コピー料金の支払いについて（副部長決裁）

事務決裁規程第3条の2に基づき、専決は、所定の用紙の押印欄に自己の氏の印章を押して行うべきところ、決裁書に副部長の押印がなかった。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

## 契約事務

### 4 土地の賃貸借契約書において、収入印紙が貼付されていないものがあった。

- ・八万東保育所園庭用地賃貸借契約

印紙税法第8条及び別表第1に基づき、印紙の貼付を行うべきところ、貼付ができていなかった。なお、土地の賃貸料は、印紙税法別表第1にいう契約金額にあたらなため、この契約書は「契約金額の記載のない契約書」である。

関係法令に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

## 財産の管理

### 5 行政財産使用許可書において、延滞金に関する規定が適正でないものがあった。

- ・電気通信設備（電線、本柱、支柱、支線）の設置

指令書に定める延滞金の利率について、「年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）」となっており、現行の「税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例第3条第1項及び附則第4項」に適合した規定となっていなかった。

税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例に従い、適正な規定とすべきである。

### 6 普通財産の貸付契約書において、遅延利息の利率に関する規定が適正でないものがあった。

- ・市有地賃貸借契約（国府保育所駐車場内に電気通信設備を設置）

契約書第4条に定める遅延利息の利率が「年14.6パーセント」となっており、現行の公有財産規則第28条第1項及び附則第4項に定める割合に適合した規定となっていなかった。

公有財産規則に従い、適正な規定とすべきである。